

令和 8 年 6 月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和 8 年 6 月 1 0 日 水曜日 午後 3 時 0 1 分から午後 3 時 4 0 分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター 研修室
- 3 出席委員 (27 人)

会 長	15 番	江原 宏昭			
農業委員	1 番	尾古 礼隆	9 番	小谷 恵	
	2 番	佐伯 守	10 番	岡田 浩司	
	3 番	前田 繁昌	11 番	森田 博文	
	5 番	安藤 幹雄	12 番	濱田 巖	
	6 番	矢田 考志	13 番	米澤 誠一	
	8 番	中川 勝彦	14 番	遠藤 幸子	

推進委員	1 番	小原 啓一	8 番	戸野 悦宏	
	2 番	高見 昭久	10 番	吉野 徹	
	3 番	永岡 幸光	11 番	青木 尚	
	4 番	福永 博昭	12 番	上田 陽介	
	5 番	山崎 拓司	13 番	椎木 知奈美	
	6 番	河村 富士夫	14 番	野口 浩義	
	7 番	高虫 秀樹	15 番	山根 章司	

- 4 遅刻委員 (1 名) (農委 13 番 米澤 誠一)
- 5 欠席委員 (3 名) (農委 4 番 石原 文義、7 番 山下 一郎、推委 9 番 二宮 聖貴)
- 6 議事録署名委員の決定 (6 番 矢田 考志、8 番 中川 勝彦)
- 7 議事日程

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

議案第 4 号 大山町農業委員会情報通信機器使用要領の制定について

8 報告事項

- (1) 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出について
- (2) 賃貸借の解約について
- (3) 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選考について
- (4) その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) その他

1 0 農業委員会事務局職員

局	長	徳 永 貴
主	幹	西 川 援
主	任	門 脇 慧
主	任	林 原 彰 吾
事務補助員		山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは議長、よろしくお願いいたします。

議長 【議長挨拶】

- ・時候挨拶。
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了について。

欠席届は4番委員さんと、推進委員9番委員さんが出ております。あと、農委13番委員が出てないようですが、連絡無いから来られると思います。農委7番委員さんも来られると思います。

そうということで、人数的には足りますので、本日の定例会が成立することを報告して、会を始めさせてもらいたいと思います。

議事録署名人につきましては、6番委員さん、それから8番委員さんをお願いしたいと思います。

議長 それでは、会務報告に移らせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 【会務報告】

- (5月 8日) ・定例農業委員会について。
- (5月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数3件あり。
 - ・新規就農・担い手育成関係業務担当者会議について。
- (5月22日) ・農業委員候補者選考委員会について。
 - ・鳥取県常設審議委員会について。
- (5月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
 - ・農業経営改善計画認定審査会について。
- (6月 2日) ・全国農業委員会会長大会について。
- (6月 5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数なし。
 - ・県農業会議決算監査会、第1回理事会について。
- (6月 9日) ・農地利用最適化推進委員候補者選考委員会について。

議長 ありがとうございます。何か質問等ございましたら。
ないようですので、それでは議事に入りたいと思います。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請がありましたので審議を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

スの不足により作業効率が高められない状況にあるということです。出荷量が多い時期にも効率よく出荷調整作業を行うため、出荷調整ハウス2棟を建設したいということで申請が出てきたものになります。

位置図についてですが、3ページをご覧ください。■■郵便局から県道を□□・◇◇方面へ約1キロ上がったところにある農地になります。令和7年2月の定例会で審議をして、本件と同じ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんが農業用倉庫を設置された土地の東隣のものになります。

農地区分ですが、本申請地は農振農用地でございまして、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございまして、第1種農地相当ということになります。代替地の検討が必要となるものになります。

検討状況としては、まず、周辺にあります自己所有の農地についてですが、こちらについては農業用ハウスを建てて活用中ということで、ハウス周りの農地については、所有者に耕作の意思があり断念されたということです。

また、農地以外としては、近くの山林のほうも検討されましたが、接道が狭かったり、深い谷で造成費用がかかったりというような状況でした。そのため、既存の農業用ハウスにも近く、集荷のトラックの乗り入れ可能な幅の道路に面していて、地権者から理解が得られた本申請地を選定されるに至ったということです。

なお、農振農用地に入っているということですが、農振側の手続きとして、農林水産課のほうで用途区分の変更は完了をしております。

続きまして、4ページになります。土地利用計画図のほうを載せておりますので、ご確認をお願いいたします。

申請地の北側の道路から出入りをして、出荷調整用のハウスを2棟建設されるという計画になっております。ハウス前のところについては、集荷用の車両の出入りスペースとして活用をされます。

排水計画ですが、埋め立て整地部分の雨水については、こちらは碎石敷になりますので、こちらで雨水は地下浸透ということになります。碎石のほうは土地境界から30cm程度開けて敷くような計画となっております。

また、ハウスの屋根からの雨水については、敷地内に設置します排水溝を通じて西側の排水路へ放流するというので、□□水田土地改良区からの同意書を取得されております。

汚水のほうは発生がありません。

5ページのほうにハウスの立面図のほうを載せておりますので、ご確認をお願いします。

その他、申請の添付書類として、■■町土地改良区の同意書、隣接耕作者の同意書、事業実施可能な残高証明がございまして、計画面積や被害防除計画も適切であることから、転用の確実性や周辺農地への影響は特にないと判断しております。

説明については以上になりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

す。

議長 はい、ありがとうございます。ここで現地確認をされてますので、推委５番委員さん、よろしくお願いします。

推委５番委員 はい。推進委員５番です。午前中に確認に行っていました。

申請番号９番ですけども、きちんと土地等が管理されていて良いと思いましたんで、ご審議のほうよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、何か質問がある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 続きまして議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第３号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。次のとおり、照会がありましたので意見を求めます。(詳細；議案に明記)

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。はじめに、議事参与となっている農地番号の４０番から４２番、それから１１３番を除いた番号について審議を行います。

質問のある方は挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

議長 それでは、推委１１番委員さん。

(推委１１番委員、議事参与の制限のため退室)

それでは４０番から４２番と１１３番を審議いたします。

質問のある方は挙手をお願いします。

それではないようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、承認することに決定をいたします。

(推委１１番委員、入室)

議長 それでは議案第４号、大山町農業委員会情報通信機器使用要領の制定について、事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、失礼します。議案第4号、大山町農業委員会情報通信機器使用要領について、次のとおり要領を制定したいので審議を求めます。

15ページをご覧ください。

7月20日の委員改選後より全委員さんへタブレットを導入することとなりましたので、利用開始前に要領の制定が必要なため、上程をさせていただきます。導入後は、定例会資料も紙ではなくタブレットで見ていただくことを想定しております。

15ページには要領、次の16ページに借用書を掲載しておりますので、ポイントとなるとところをお伝えいたします。

15ページの第3条には、利用するには借用書が必要なこと、他人に貸したり譲ったりしてはいけないこと、紛失したり破損した場合は届け出をしていただくことなどが記載されています。

続きまして第4条には、良識ある使用を心がけていただくこと、アプリのダウンロードは委員の活動に必要なものに限定すること、故意または重大な過失により紛失や破損などした場合は実費弁償をすることなどを記載しております。

第5条には、タブレットの改造などをしてはいけないことなどの禁止事項を記載しております。

押さえていただきたいところとしましては、業務外のことには使わずに、故意や重大な過失で壊してしまった時は弁償になります、ということです。

改選後の委員の皆様適切にご利用いただくための要領になりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

はい。それでは、何か質問がある方は挙手をお願いします。

(推委6番委員、挙手)

はい、どうぞ。6番委員。

推委6番委員

はい。6番です。

推進委員にもこのタブレットは、全員にくるんですか。委員だけですか、どっちですか。

議長

事務局。

事務局

はい。農業委員さんと推進委員さん、皆様に1台ずつお配りさせていただきます。

議長

はい。その他。

(農委9番委員、挙手)

はい。

農委9番委員

すみません。あんまり関係ないかもしれないんですけど、今日配られた紙にタブレットの研修会みたいな紙があったと思うんですけど、これって6月26日設定なんですけど、全員に配られるのは7月に入ってからですよ。その、二度手間にはならないですかね、7月に入ってから。

議長

はい、事務局。

事務局

はい。基本的には改選後に皆様にお配りする予定ではあるのですが、継続さ

れる委員さんには事前にちょっと研修会、今日お手元にある6月26日に開く予定の研修会の時に先にお渡しさせていただこうと思っています。

なかなか慣れないものになると思いますので、ちょっと新しく来る委員さんよりも少し一歩先を行っていただけたらなという思いで、先に研修をしていうことを考えております。

皆さんにもまた一律で研修会というのはまた別途開こうとは思っておりますので、継続委員さん対しては、全体の研修会がその6月26日と、あと7月の下旬頃、改選後になるんですけども、少なくともその2回はさせていただこうと思っています。

あとは、要領とは関係はないんですけども、今、紙で見ていただいた分をもうタブレットでそのデータで見ていただくっていうことに、こういったタブレットでデータで見ていただくっていうことになります。

操作の仕方が難しいなっていう方、非常に多いんじゃないかなとは思いますが、個別にも使い方の操作などは対応させていただいたりとかは考えてはおりますので、基本的にはタブレットで改選以降はさせていただこうと思っております。

議長 よろしいですか。いいですか。

農委9番委員 はい、分かりました。

議長 すでに今まで入ってる部分があるもので、今の委員さんに早く慣れてもらって、指導っていうのも意味があって、そういうことで先にさせてもらいたい。

農委12番委員 ちょっとだけいい。

議長 はい、どうぞ。12番委員さん。

農委12番委員 12番ですけど。業務以外使わないようにってあるんですけど、こういうものってやっぱり日常的に構ったりして慣れ親しまんとなかなかうまく使えないと僕は思ってるんですよ、実際のところ。

実際スマホを使って農地ナビなんかで検索しても、ものすごい分かりにくいし、有り難いんだけど、日常的に、はっきり言わせてもらって、あんまり業務外に一切使うなって言われると、多分持って歩かないし、あんまりなんかね、もうちょっと仕様をもう少し緩くしてもらってもええかなとは思ったりするんですけど、いかがなもんですか。

議長 どうですか。

事務局 すみません、ちょっと語弊があったかもしれません。

皆様にそのタブレットに慣れていただくっていうのは非常に大事です。極端な話、定例会の時とか、その農業相談日の時とか、農地パトロールの時しか持つてはいけませんよっていう意味ではなくてですね、あくまで、例えば、そのタブレット対応したタブレットで、例えば友人、全く関係ない友人の方にメールを送ったりとか、そういったことは控えてくださいっていう意味合いです。

あくまで業務してない時の、例えばご自分、農業されてる時とか、家にいらっしやる時に、その慣れるためにそのタブレットを構ってもらってっていうのは

どんどんしていただいたほうが良いと思ってます。なので、例えばその農地ナビとかがあるんですけども、ああいったものをこのタブレットで使ってもらったりとか、あとは、今度の研修会の時にもお話ししようと思うんですけど、活動記録簿、今、紙で書いて提出いただいていると思うんですけども、あれもこのタブレットで入力していこうと思っております、改選後は。そういったのを、その入力まではせんでも、そこに入るのをちょっとポチポチ押してみてもらったりとか、そういったのはどんどんしていただいてほしいです。はい、そういった意味合いです。

議長 農委 6 番委員さん、かなり使われてたようですけど、そのへんについてどうでしょうか。

農委 6 番委員 そのへんについてね。

実際に私も使ってはみたんですけど、結構便利で使えば使うほど良いんじゃないかなと。ただ、使わないと充電もしないのかなってしてしまうので、やはりなるべく触っていった方がより良いんじゃないかと思います。

(推委 1 3 番委員、挙手)

議長 はい、どうぞ。1 3 番委員。

推委 1 3 番委員 推進委員 1 3 番ですけども。ちょっとどうでもいいかもしれないんですけど無制限ですか、ギガは。

事務局 はい。ギガは、月 1 0 ギガまで使えます。なので十分ある、余裕はあると思います。

議長 その他、何かありましたら。

実際に使ってみてっていうことでよろしくをお願いします。

何かその他、ありますでしょうか。

それではないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員挙手ということで、制定することに決定をいたします。

議長 その他、報告事項につきましては、後で読んでおいてください。
なら、3 番の。

事務局 【その他】

・ 大山町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の選考について。

議長 何か質問がございましたら。

議長 それではないので、次の令和 8 年 7 月の定例農業委員会の日程について、一応、来月 7 月 1 0 日、金曜日の午後 3 時から中山農村環境改善センターで行いたいと思います。

現地の確認当番は、推委４番委員さん、農委１３番委員さん、農委１１番委員さんです。よろしくお願いします。

続いて、事務局よりお願いします。

事務局

【その他】

- ・ 耕地面積について。
- ・ 最適化研修について。

議長

ありがとうございました。何か質問等がございましたら。

それではないようですので、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 矢田 考志

議事録署名委員 中川 勝彦

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。